

全員協議会次第

令和7年8月19日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
小林事務局長

2. 挨拶
細谷議長

3. 協議事項

- 1) ふじみ野市・三芳町環境センター運営負担金の令和6年度決算状況について
- 2) エコパ運営負担金の令和6年度決算状況について
- 3) 令和7年度三芳町一般会計補正予算(第3号)の先議について
- 4) 三芳町小中学校再編計画(案)について
- 5) 令和6年度歳出予算会計処理について
- 6) 藤久保地域拠点施設整備等事業変更契約の締結について

4. 報告事項

- 1) 総務常任委員会
- 2) 議会広報広聴常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (12:07)
桃園副議長

令和7年8月19日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	吉村美津子
議員	光下重之	議員	池上義典
議員	細田三恵	議員	小松伸介
議員	牛丸藍子	議員	菊地浩二
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	長野真寿美	議員	林善美
議員	内藤美佐子		
議長	細谷光弘	副議長	桃園典子

欠席議員

なし

説明者

環境課長	平野健太郎	環境課 環境対策 担当主幹	中村直人
財政 デジタル 推進課長	高橋諒	教育総務 課長	中島弘恵
学校教育 課長	渡邊重樹	学校教育 課学務 担当主幹	石坂和希子
社会教育 課長	小平幸治	施設マネ ジメント 課長	古山智志
施設マネ ジメント 課藤久保 拠点施設 整備 担当主幹	郷間成	施設マネ ジメント 課主事	森卓哉

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	小林豊明	事務局 書記	山田亜矢子
------	------	-----------	-------

◎開会の宣告

○事務局長（小林豊明君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（小林豊明君） 開会に当たりまして、細谷議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（細谷光弘君） 皆さん、おはようございます。本日は定例の全員協議会ということで早朝より、また9月定例会を控えたご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。お盆の頃には一時的にちょっと暑さが和らいだようでしたが、またこのところ再び猛暑が戻ってまいりました。どうぞ皆様には引き続き熱中症など健康管理に十分ご留意いただきたいと思います。

今日の日経を見ておりましたら、東京都のほうで23区内で6月の中旬から8月の10日まで熱中症で亡くなった方が79人ということで、エアコンの補助1万円だったのですが、それを8万円に上げるということで、東京都は本当にお金があるので羨ましいなという次第なのですが、そのうちの9割の方が室内で亡くなっているということで、やはり三芳町でもそういった事件が起きているかちょっと分からないのですが、本当にそういったことがないように皆さん注意していただければなというふうに思っております。

さて、8月ということでございまして、帰省や旅行された方も多かったと思います。私ごとで恐縮でございしますが、この夏は1年7か月ぶりに息子夫婦に再会いたしまして、初めてアメリカのほうに行きました。大変刺激を受けて帰ってまいりました。少なからず、皆様にご迷惑をおかけしたと思いますが、温かくお許しいただければ幸いです。

また、昨日は埼玉県さいたま新都心におきまして、地方行政懇談会が開催されまして、県内の町村長や議長が集まり、意見交換を行いました。講演には千葉県鋸南町の白石町長がいらっしやいまして、廃校を再利用した道の駅保田小学校など、鋸南町のまちづくりについてお話を伺いました。また、懇談会では、やはりどこも秩父のほうとか人口減少ということで、学校再編に直面する自治体が多くありまして、私の隣には神川町の町長さんがいらっしやったので、そういったお話をさせていただきました。

また、先月は郡のほうの議長会で、あきる野市のほうに、小宮ふるさと自然体験学校と戸倉しろやまテラスというところに副議長とともに視察してまいりました。それで、すごく自分の中の気持ちがちょっと変わったというところがあって、今までそういう学校に行っていた方に対しては母校なのですが、新しくこれから入学される方というのが、もしその学校がなくなっても、新しい学校がその子たちの母校になるわけで、やはりそういう新しく入る子供たちにとってはいい環境で勉強するということが一番いいのかなというふうに思ったのです。それで、なおかつそこを卒業されたOBだとか、今通っている子たちにとりましては、やっぱりそういった学校のレガシーといいますか、その通うところはなくなっても、そこに学校の遺構というか、そういったものをできるだけ残すということが大事なのかなというふうにちょっと行って見て感じました。

本日も小中学校の再編について議題がございしますが、誰の立場で、どのように、何を残すべきなのか、またはあるいは再編すべきなのかという点を皆様としっかりと考えてまいりたいと思っております。

最後に、昨日と本日が一般質問の通告書の提出期限となっております。現在8名提出されておりますが、そういったこともありますので、本日の協議会のほうはできるだけ円滑に進行できますように皆様のご協力を重ねてお願い申し上げる次第でございます。

以上です。冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○事務局長（小林豊明君） ありがとうございます。

◎ふじみ野市・三芳町環境センター運営負担金の令和6年度決算状況について

◎エコパ運営負担金の令和6年度決算状況について

○事務局長（小林豊明君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願ひいたします。

○議長（細谷光弘君） それでは、協議事項に入らせていただきます。

協議事項の1番、ふじみ野市・三芳町環境センター運営負担金の令和6年度決算状況についてというところと、分かれています。2番のエコパ運営負担金の令和6年度決算状況については、課が同じということで、一緒に説明していただければと思います。

課長、よろしくお願ひします。

○環境課長（平野健太郎君） おはようございます。環境、平野でございます。それでは、ふじみ野市・三芳町環境センター運営負担金の令和6年度決算状況について及びエコパ運営負担金の令和6年度決算状況につきましてご説明をさせていただきます。恐れ入ります。着座で説明をさせていただきます。

今回、例年ご報告しております環境センターの熱回収施設及び余熱利用施設の管理運営に係る三芳町負担についての決算概要のご報告でございます。資料に基づきましてご説明をいたします。

配付の資料ですと、3番の環境課といったところのものになりますけれども、資料の右下にページ番号を振ってございますので、何ページを御覧くださいというお話をします。そちらを御覧いただければと存じます。

まず、1ページ目につきましては、ふじみ野市・三芳町環境センターに係る歳入及び歳出の三芳町の決算を示しております。資源物売却代金等につきましては2,518万1,832円、歳出につきましては、環境センターの運営負担金が1億4,368万9,004円、エコパの運営負担金は3,700万4,776円というふうになってございます。

では、次に初めに資源物の売却代金等についてご説明をいたします。資料の2ページ目を御覧ください。こちらは、リサイクルが可能な資源物につきましては、これを売却しておりますけれども、その代金は一度ふじみ野市の収入として受け入れられます。その収入金額を当該ごみ種別の搬入量により案分いたしまして、三芳町分の収入金額は、ふじみ野から納入されることとなっております。参考として、この根拠となるふじみ野市との協定でございますけれども、4ページに抜粋をしております。ちょっと4ページのほうに移っていただいて、上段にあるのですけれども、この搬入量案分につきましては、2)のところの覚書の中の第5項、5というところ。その部分で搬入量で案分するという規定をさせていただきます。

では、売却代金の内訳についてご説明をします。また、2ページのほうへお戻りいただきます。こちらは、金属類から家具、自転車の販売代金まで含めまして、売却代金の合計が9,801万1,956円となり、おのこの搬入量割額を合計した三芳町の収入金額は2,518万1,832円で、対前年比といたしましては、307万5,955円の

増となりました。こちら増の要因といたしましては、資源物の売払いの単価の上昇によるものと分析しております。

では、続きまして、環境センターの運営負担金の決算概要についてご説明をいたします。資料の3ページ、次のページ御覧ください。環境センターの運営経費につきましては、こちらの三芳町の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協定書のとおり、まずは指定管理者に対する運営業務委託料と、また事務事業全般をふじみ野市が行うことに要する費用として管理啓発に係る事務事業費用、そして資源物や廃棄物の処理、再生利用、それ自体に係る直接費用、以上の3項目の経費で構成をされております。これら経費の総額の20%を均等割、80%をごみ量割に大別いたしまして、ふじみ野市、三芳町とで相応の割合で負担をしております。

ごみ量割の対象となる品目は、このページ、下の表の別表の2にありますけれども、こちらの右側の欄にお示すとおりでございます、もやすごみから古紙類まで、8種類の品目に分類をしております。

次のページを御覧いただいて、次のページの2の表でございますように、均等割とごみ量割を合計した三芳町の負担割合は31.8%でございます。

それでは、経費ごとにご説明をいたします。次のページ、5ページの上段の3の表でございますが、こちらは事務経費、算定項目を1つの表にまとめたものでございます。経費別の積算については、次ページ以降でまとめておりますので、その次ページ以降に基づいてご説明を申し上げます。

では、6ページ御覧ください。1番の環境センター運営業務委託料でございますが、これはちょっと左下の表になるのですが、支出といたしましては、運営業務委託料が4億8,050万3,569円、これに対しまして売電収入や、あとごみの受入手数料などの収入が3億6,279万5,372円ございましたので、案分対象となります。経費の総額は、一番下にあります1億1,770万8,197円となっております。これを右表のとおり、負担割合で案分をいたしまして、3,790万2,040円が三芳町の負担額となっております。

次に、管理啓発事務事業費用についてご説明をいたします。この費用については、人件費以外の事務事業費用と人件費を分けて算定をしております。職員人件費以外の費用につきましては、資料7ページ御覧ください。こちら、左下の部分になりますけれども、事務事業全般に要する直接の経費から賠償金収入を差し引いた経費の総額というのが1,359万7,771円となっており、これを右表のとおり負担割合で案分をいたしまして、435万3,245円が三芳町の負担額となっております。なお、事務事業の内訳につきましては、左側の表に細かいものを載せておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

では、次に職員人件費に係る負担についてご説明をいたします。次のページ、資料8ページです。(2)ー2の表になります。こちらは、経費の総額が2,518万188円ということになっておりまして、それを負担割合で案分して、右表のとおり806万1,287円が三芳町の負担額となっております。なお、会計年度任用職員報酬と職員人件費につきましては、先ほど御覧いただいた4ページの覚書の中で、環境センター所長以下4名の職員の人件費と会計年度任用職員2名に係る経費につきましては、負担比率と限度額を定めて負担をしております。

以上が管理啓発事務事業費用についてのご説明でございます。

では、次に資源物等の処理、再生利用に係る費用についてご説明をいたします。こちらは、8ページの中段、(3)のところから始まって、10ページにかけてまして、その費用を項目ごとにお示ししております。各

品目に係る直接の処理費用に関する負担でございまして、ちょっと個々については長くなりますので、割愛をさせていただきますけれども、こちらは処理経費の総額については、8ページの中段、ページ中ほど、ちょうど(3)の資源物の処理及び再生利用に係る費用という文字の右側にある以下の3-①から3-⑨までの合計というものでございますが、そちらでまとめてございます。費用の総額といたしましては、2億7,793万5,684円でございます、それをおのおの負担割合で案分した金額の合計8,792万8,934円が三芳町の負担となっております。

以上がふじみ野市・三芳町環境センター運営に関して大きく3つの経費ごとの精算内訳でございます。

では、恐れ入ります。資料5ページのほうへお戻しいただいて、上段の表の3のところ、表の3の中で左側の項目で4-1、4-2とあるのですが、こちらの不燃物処理と家電リサイクルの部分につきましては、それぞれ実費負担となっております。先ほどご説明した大きく3つの経費、またこの実費負担分を加えました1億3,849万1,276円が令和6年度の三芳町の環境センターの運営に係る三芳町の負担額という形になってございます。

それと、また例年負担費用といたしまして、既存用地負担分、この3の表でいいますと、7番のところの447万6,000円、こちらの用地負担分につきましては、環境センター用地の一部をふじみ野市が先行取得した費用につきまして、平成24年度から令和12年度まで分割して負担をしております。

また、6番の有料粗大ごみの処理負担分72万1,728円を加えました総額が合計1億4,368万9,004円が三芳町の令和6年度の環境センターに対する負担金の決算総額となっております。

なお、地域整備事業、8番にあるのですけれども、そちらにつきましては、全ての事業が完了しておりますので、令和6年度の負担はございません。

参考までに前年度の決算との比較増減につきましては、11ページにお示しをしておりますので、参考にいただければと存じます。

以上がふじみ野市・三芳町環境センター運営負担金に関する概況報告でございます。

続いて、余熱利用施設「エコパ」の運營業務負担金につきまして概況報告をさせていただきます。こちらは、資料の最終ページ、12ページになります。①にお示ししておりますとおり、運営費用の負担割合に関する協定に基づきまして、均等割、人口割、利用者割により全体経費を案分し、負担をしているところでございます。三芳町の令和6年度の負担割合は26.40%となっております。

利用者数の実績については、一番下の表、③のとおりでございます。近年はちょっとまだコロナ前の利用者数までには回復はしていないのですけれども、増加傾向で推移をしているところでございます。

予算の執行状況については、②の表でお示ししておりますけれども、令和6年度につきましては、大規模な施設改修等はございませんでしたので、通常の運営委託料の範囲内で運営が行われ、臨時的な三芳町の財政負担というのはございませんでした。

雑駁でございましたが、以上がふじみ野市・三芳町環境センターの熱回収施設及び余熱利用施設に係る決算概況でございます。なお、センターの運営状況につきましては、毎月開催されます環境センターのモニタリング会議に出席をして、状況確認、また意見発表を行っているほか、ふじみ野市、また施設側とも連携を取りながら、必要事項を確認しております。

環境課からのご報告は以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ご説明ありがとうございました。

今の件につきましてご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

光下議員。ページ数もお願いします。

○議員（光下重之君） 光下です。どうも説明ありがとうございました。

る説明があったのですけれども、基本的には数字の変動があるだけで、根本的な項目が変わったとか、そういうことはないということに捉えてよろしいですか。

○議長（細谷光弘君） 環境課長。

○環境課長（平野健太郎君） お答えいたします。

負担のルールが変わるということではなくて、ルールに基づいた中身が決算で変わっているといったところでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

この中身からちょっと離れるのですけれども、昨日も夕方のニュースで、蕨戸田の例の電池が燃えたということで被害を受けたケースがあったのですが、ふじみ野・三芳のこのセンターのほうではそういうことを避けるための何か特別なことをおやりになっているのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 環境課長。

○環境課長（平野健太郎君） やはり発火の危険性がありますリチウムイオン蓄電池については、最も気を遣っているのは、センターのほうではその燃やさないごみの中で排出をされるわけですけれども、プラスチックの類いとか、そちらについては全て手選別をかけた上で機械に入れるといったところを徹底をしているところでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） なければ、以上で協議事項1と2を終わらせていただきます。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前 9時50分）

○議長（細谷光弘君） それでは、再開いたします。

（午前 9時51分）

◎令和7年度三芳町一般会計補正予算（第3号）の先議について

○議長（細谷光弘君） 続きまして、協議事項3番の令和7年度三芳町一般会計補正予算（第3号）の先議

について、財政デジタル推進課長からよろしく申し上げます。

○財政デジタル推進課長（高橋 諒君） 財政デジタル推進課、高橋と申します。令和7年度三芳町一般会計補正予算（第3号）について、先議とさせていただきたく、その理由についてご報告をさせていただきます。

資料につきましては、04番、令和7年度三芳町一般会計補正予算（第3号）の先議についてを御覧ください。まず、2ページ、歳入、小・中学校給食費における小・中学校給食費2学期分の減免及び3ページ、歳出、学校給食センター管理事業における食材の物価高騰の影響による賄材料費の不足分についての増額についてですが、9月給食費分からの対応するためには、あらかじめ予定された採決日では間に合わないため、先議にてお諮りをするものです。

続いて、3ページ、歳出、体育館施設整備事業における竹間沢テニスコート撤去工事の変更に係る経費についてですが、当初予算で計上していた竹間沢テニスコート撤去工事の内容に変更が生じたため、増額補正をするものでございます。本補正予算により、変更後の予定価格は5,000万円以上となる見込みのため、変更契約について別途議決をいただくものとなりますが、本工事については工期が10月までのため、本補正予算について先に先議にてお諮りをするものでございます。そのため、先議にて議決をいただけましたら、速やかに変更契約の準備に取りかかり、本議会中に追加議案として変更契約の議案を上程させていただく予定でございます。

以上が令和7年度三芳町一般会計補正予算（第3号）について先議とさせていただく理由でございます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（細谷光弘君） ご説明ありがとうございました。

それでは、この件につきましてご質問ある方は挙手でお願したいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。まずは、説明ありがとうございました。

やり方として、日にちがないからということなのですけれども、先議と臨時会という方法があると思うのですが、先議を選択された理由は。

○議長（細谷光弘君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（高橋 諒君） 議員おっしゃるとおり、両方選択肢あったかとは思うのですけれども、今回その臨時交付金が入ったタイミングもございましたので、ちょっと今回は先議というところで、さきの議会の初日の先議をいただくスケジュールで間に合うところもございましたので、先議にてお諮りをいただければと思っております。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それは給食費関係ですね。

○財政デジタル推進課長（高橋 諒君） ええ。

○議員（菊地浩二君） 契約関係のほうで、理由は。

○議長（細谷光弘君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（高橋 諒君） 契約関係につきましても、話が分かったのが7月の下旬から話が

分かった。こういった変更契約の内容が生じるというところになりましたので、そこからのスケジュールでいきますと、やはり先議のタイミングがちょっと一番最短のところなのかなというところではございます。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

7月の下旬で分かっていたら、臨時会十分できたと思うのです。ちなみに臨時会というのは町長が決めることができます。先議というのは議会が決めることなのです。あえて議会が決めることを選んだ理由にはならないと思うのです。臨時会ではできないという理由が必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（細谷光弘君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（高橋 諒君） はい、そうですね。ちょっと先議でお諮りをというところすみません。進めてしまったところがございますので、そうです。その辺はすみません。ちょっと認識が足りなかったのかなと思います。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

臨時会ではなくて、先議でということなのですけれども、事前に議会側とはどういう調整をされていますか。

○議長（細谷光弘君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（高橋 諒君） 調整につきましては、今回の報告でという形を取っておりますので、事前の調整というところはできていない状況です。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

先ほど申し上げたように、先議は議会が決めることですよね。臨時会は執行側で決めることです。議会が決めることであれば、事前の調整が必要だと思うのです。今の段階で言われたら、もう受け入れることしかできないですよね。選択肢がないわけですよ。そのやり方が正しいと思いますか。

○議長（細谷光弘君） 財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（高橋 諒君） ちょっとそういった指摘を受け、そうですね。正しかったかというところは少し反省をしているところはございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。ほかにございますでしょうか。

このテニスコートの契約の変更の内容、何か。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 分かりました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、協議事項3番を終了させていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午前 9時57分)

○議長（細谷光弘君） それでは、再開させていただきます。

(午前 9時59分)

◎三芳町小中学校再編計画（案）について

○議長（細谷光弘君） 協議事項の4番、三芳町小中学校再編計画（案）につきましてご協議いただきたいと思ひます。

ご説明よろしくお願ひします。

○学校教育課長（渡邊重樹君） それでは、失礼いたします。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

現在、三芳町教育委員会で策定を進めております三芳町小中学校再編計画（案）についてご説明をさせていただきます。

それでは、詳細につきまして、学校教育課学務担当主幹よりご説明申し上げます。

○学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） 私のほうから学校再編計画の概要について簡単に冒頭で説明させていただきます。

三芳町小中学校再編計画（案）につきましては、少子高齢化の流れにより、学校の小規模化が進んでいる状況でございます。三芳町におきましても、人口減少及び少子化等の将来的な見通しや学校施設の老朽化等を踏まえまして、町の将来を担う子供たちによりよい教育環境を実現するための対策が必要となつてきております。

小規模校には、きめ細やかな指導や人間関係が深まりやすいなどのよさがある一方で、集団の中で多様な考え方に触れる機会が減つたり、人間関係が固定化しやすくなるなどの課題もあります。学校再編につきましては、これまで学校再編検討委員会から適正規模適正配置の報告書をいただきまして、適正規模適正配置の基本方針を策定、その方針を基に学校再編等審議会におきまして協議を行ひまして、令和7年2月に三芳町と三芳町教育委員会に三芳町立小中学校の再編について答申をいただいたところでは、

計画策定に当たりましては、答申の内容を尊重するとともに、保護者、地域住民、子供たちのご意見を聞くことが重要と考えまして、各種説明会や意見聴取会を実施をさせていただきました。また、上富小学校の在籍・就学予定世帯の保護者の方に対しては、アンケート調査も実施をしております。これらの内容を踏まえて本計画を策定するものです。

内容の主なものといたしましては、令和10年度に上富小学校を三芳小学校に統合する。竹間沢小学校、唐沢小学校の再編と3中学校の再編については、児童生徒数の推移を把握しながら、それぞれ令和10年度と令和12年度以降に（仮称）検討委員会を設置いたしまして、再編について協議するという方針は示しております。特に上富小学校と三芳小学校の再編に当たりましては、通学方法や交流行事、特色ある教育活動、学校指定の物品など再編に係る配慮事項につきまして、今後の方策を示させていただきます。計画期間は令和12年度までの5年間としております。

概要についての説明は以上となります。

○議長（細谷光弘君） これで説明は一旦終わりですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、この件につきましてご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

審議会の最初のあれでは、施設マネジメント基本計画の中では、8校あるうち4校をなくしていくというようになっていますけれども、審議会では先ほどおっしゃったように、1つしか結論は出ていないのですけれども、あとは3年後とか、先に人口の割合を見て決めていくということなのですけれども、その最初の審議会というのは、全体を審議していくということの審議会だったと思うのですけれども、それが1校だけになったというのは、それは最初の話とは全く違う審議会になっているのではないのですか。その辺は学校教育課長はどう思いますか。

○議長（細谷光弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

審議会の中で小中学校、町内8校の学校再編について協議等を行ってまいりました。その中で、特にこの上富小学校、それから三芳小学校の統合について、こちらにつきましては、特に児童数の減少、こうしたところが非常に顕著なところから、協議の中でも特に今回この上富小学校、三芳小学校のところに重点を当てて協議がなされたかなというふうに思います。しかしながら、全体を通して町内の小中学校について協議がなされてきたというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最初は、町内全体で1クラスしかない学校に対しては統合していくということでしたよね。ですから、本当はそういった全体を通して審議するのが審議会なのに、上富小学校だけ結論を出すというのは、最初の審議会の意図とは全く違うと思いますけれども、あとこれから今後のスケジュールというのはどういうふうになっていくのか、お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 学務担当主幹。

○学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） お答えさせていただきます。

ただいまこちらの計画案につきましては、パブリックコメントを実施させていただいておまして、9月の定例教育委員会においてこちらの計画のほうを策定する予定となっております。その後、12月の定例議会に学校の設置条例というのを一部改正という形で議案として上程をさせていただく予定で今進めております。

以上になります。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか、皆さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、協議事項4番については、これで締めさせていただきます。
暫時休憩いたします。

(午前10時06分)

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

(午前10時08分)

◎令和6年度歳出予算会計処理について

○議長（細谷光弘君） それでは、協議事項5番の令和6年度歳出予算会計処理についてご説明いただきますが、これについては資料が載っていないので、口頭でということでございますので、よろしく願いいたします。

社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。皆さん、おはようございます。

本日ここで、令和6年度の歳出予算に関して決算を迎える前に、その会計処理に関しまして、私が起こしてしまいました会計事故についてご報告をさせていただきたいと思っております。

歳出予算の会計処理における支払い漏れがまず1件ございました。人権教育啓発推進事業の消耗品費の人権関連新聞購読料の予算について支払い漏れがございました。こちらが解放新聞という人権団体の発行している新聞の年間の購読料ですが、こちらが4万5,940円の支払い漏れがあったものでございます。

こちらの原因につきましては、新聞関連の購読料の請求書が当課に届いていなかったということがまずあります。ただ、こちらに関して支払い先への請求有無の確認等を怠ってしまい、支払い漏れとなってしまいました。年度末と5月に差引簿のチェック等をおこなったのですが、不用額の残高等差引件名等を大まかに見て、例年同様の差引状況、残高等を見て思ってしまったことが大きな要因となっております。また、予算書との細かい対処を怠ったまま出納閉鎖期間を過ぎてしまったものです。

請求処理の状況に関しましては、支払い先でありますこの解放新聞埼玉支局のほうへ確認をしたのですが、3月1日に三芳町の教育委員会の生涯学習課宛てに発送したということを確認しておりますが、当課への配達を確認できませんでした。この当時、社会教育課が藤久保公民館に事務所がありまして、藤久保公民館と、あと役場の教育委員会の連絡箱に郵便物が入ることになっておりますので、そちらの双方について注意をおこなったのですが、ちょっと配達を確認することができませんでした。

もう一つが、こちらは6年度の歳出補正予算の1号になりますが、チャレンジアドベンチャー富士登山体験・交流事業、こちらの傷害保険料と職員参加負担金、こちらのほうを立替払いで処理をしてしまったということになります。こちらの原因としましては、傷害保険料に関しましては、資金前渡で現金払いをする予定であったものを差引き処理を失念したまま、その支払いの当日、担当者が来る当日を迎えてしまいまして、その場でちょっと処理を急いでしまいまして、その場で立替払いをしてしまいました。

もう一つの職員参加負担金、これは職員2名が随行で行っているのですが、それを小山町に払う1万4,000円です。こちらを事業の開催日の8月5日当日にやはり資金前渡で現金でもって、事業主催の小山町の方々が宿泊先に集金に来る手はずになっておりましたので、そこから払う予定でございましたが、これも資金前渡処理を失念したまま、当日現地に向かってしまいまして、その場で気がつきまして、ちょっと担当者の方もいらっちゃって、支払わねばいけないということでちょっとその場で処理を焦ってしまいまして、

立替払いをしてしまったものであります。

こちらの今後の対応といたしましては、今回新聞購読料に関しましては、9月議会にて補正予算で計上させていただいて、こちらの解放新聞の埼玉支局さんへ支払わせていただく予定としております。

今後の今回の件を受けまして、再発防止に向けて様々検討してまいりましたが、今回支払いをその場で焦ってしまい、急ぎ誤まった事務処理をしないで、支払い先に事情を説明して、後日改めてお支払いするとか、請求書払いに切り替えていただくなど、そういう適切な対応があったはずでございしますが、そういった急ぎ誤まった処理をしないように、今後こういった会計事故を繰り返さないように、これからの取組をしていきたいと、会計の処理の適正管理を行っていききたいと思っております。

1つは、当たり前ですが、予算書、歳出予算差引簿と歳入予算整理簿の定期的な対象検査を行うということ、あと歳入歳出予算に関しまして、予算のチェックシートを、これ詳細なものを作成しまして、全課員で予算の執行管理の目視化と情報共有をするようにしていきたいと思っております。

また、支払い先からの指定など資金前渡でないと処理できない場合を除き請求書払い、こちらを選択して今後会計処理を行っていくことを徹底していききたいと思っております。

このたびはご迷惑をおかけして、本当に申し訳ございませんでした。

○議長（細谷光弘君） 教育総務課長。

○教育総務課長（中島弘恵君） 失礼いたします。教育委員会のこちらの件につきましては、7月7日に教育長室で教育長、そして私、教育総務課長が同席の下、教育長より社会教育課長に口頭にて嚴重注意をいたしました。そして、今後の改善策でございします。こちらについてのお話などもいただきました。そして、7月17日の課所管長に教育長よりちょっと集まっていたいただきまして、会計処理についての注意喚起と今後の改善策について、また法令遵守についてお話がございました。そして、7月17日の定例教育委員会において社会教育課長より報告ということで、こちらのほうをご報告のほうをさせていただきまして、また謝罪のほうもさせていただいた次第でございします。

以上でございします。よろしくお願ひいたします。

○議長（細谷光弘君） ご説明ありがとうございます。

この件につきましてご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今、社会教育課のほうは藤久保公民館で事務処理をしていると思うのですけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 今、下。

○議員（吉村美津子君） 下。ああ、そうだったの。

○議長（細谷光弘君） 今年から。

○議員（吉村美津子君） 今年からはこちら。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） やっぱりね。私は、藤久保公民館でやると言ったときに、これはよくないなというふうにそのとき思ったものですから、では今は役場の庁舎内でやっているということですね。ああ、それ

なら私は大賛成です。やっぱりそうしないと、いろいろ手続とか、相手があるので、やっぱりするべきだと思うので、ちょっともう一度復習になって申し訳ないのですけれども、職員の参加の1万4,000円、小山町というお話がありましたけれども、すみません。もう少しそこを詳しく教えていただけますか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 職員参加負担金に関しましては、宿泊費ですとか、その富士山の登山に必要な経費等を小山町側が指定してきた金額、こちらが1人7,000円となっております、私ともう一人の社会教育課の課員が行くことになっておりましたので、その2名分で1万4,000円ということになります。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 間違えたらごめんなさい。これは、子供たちが富士山のほうに行くというような予算が出ていましたよね。その付き添いの方というふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 子供たち11名が参加でありましたので、町側からもやはり小山町からも支援職員という方々がいらっしゃいますけれども、各市町と一緒に登山の進行の管理等を行うために必要な人数として2名を随行で派遣しました。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

9月議会に新聞の料金が補正予算で上がるということなのですけれども、これ遅延金は発生しますでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） そちらについてもご迷惑をおかけしていること、またその支払いが滞っていることも含めて先方とお話をしましたが、金額に関しては予算で計上させていただいた金額、こちらをお支払いいただければということでお話をさせていただいております。

○議長（細谷光弘君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

今回、社会教育課ということで、前日も教育総務課のほうでも会計の事故があったと思うのですけれども、教育関係、いろいろ支払いがちょっと煩雑ということで、ちょっとチェック体制に無理がなかったのかと思うのですけれども、再発防止策では、これは完全に防げるというような見込みでよろしいでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） お答えします。

チェックシートに関して、ただ差引簿と予算書等の対象だけではなく、差引処理、会計処理をするごとにチェックシートのほうにも入力をして、一件一件行ったかどうか。予算書に関して行われていないもの等が色分けされて、視覚化されるように当課のほうでもちょっとそういう様式をつくりましたので、そういった様式をもってチェック漏れをこれから防いでいきたいと思っております。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ご説明いただいて理解はしたのですけれども、以前にも文化財保護課で旧島田家住宅のボランティアの方に支払い漏れがあったと思うのですけれども、そこでも改善策とか、いろいろ言われたと思うのですが、その教訓は生かされなかったということでもいいですか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 議員ご指摘のとおり、今回の件、本当にあり得ないことであって、本来であればこれだけのシステムを与えていただいている中で、適正に処理されるのが当たり前であるところを、その差引簿の確認ですとか、最後の残高だけで判断をしてしまうとかもちょっとあり得ないミスが多かったことは事実でございます。

今回、先ほど牛丸議員からもお話あったように、そのチェック簿で差引きごとに行うということと、色分けされて視覚化されて、支払っていないもの等が分かるようにしている。そういったことでこれから当課のほうでは防いでいきたいということと、これまで当課ではこんな事故は起こしていませんでしたので、ちょっと私もここで今、菊地議員のご質問に対してどう説明したものかというところではありますが、こういった策をもって確実に予算に関して処理を行っていきたいと思っております。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今、こうやって発覚して、7月の中旬で発覚して対処されて、7月中旬ぐらいに課を集めて教育長が何か話をされたということですが、議会に対してというのは、何かあったのでしょうか。こういうことがありましたという、事前に、この場ではなくて、本来例えば議長とかに話をすべきだと思うのですけれども、そういう話はあったのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 議員ご指摘のとおり、全協に諮る前にこういった段取り等も必要かと思った。私もちょっと今回全協に出るものが初めてで、これまで先ほど中島教育総務課長のほうからもお話があったとおり、上席であります教育長や教育総務課長等のご助言もいただいて、こういった流れでご説明をさせていただくということで、今回全協での説明をさせていただいております。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するにしていないということですよ、平たく言うと。それはおかしくないですかということなのです。トップである教育長も何も言わない、議会に対して。それは組織としてどうなのだろうかと。今回2度目ですよ。「二度あることは三度ある」と言いますよね。ヒヤリハットという言葉もありますよね。そういうことを考えると、額としては少ないのかもしれないのですけれども、やった行為としては重大インシデントですよ。組織としての対応を望みたいのですが、いかがですか。

○議長（細谷光弘君） 教育総務課長。

○教育総務課長（中島弘恵君） 議員おっしゃるとおり、確かにこの前の文化財の件もございまして、大変ご迷惑、ご心配をおかけしているところでございます。教育長のほうも先ほどもご説明させていただいたとおり、この前は課所管長を集めまして、責任、確認、信頼関係の維持、具体的な対応と指針の共有というこ

とでちょっとお話をいただいたわけなのですけれども、そのところ、私も含めてもうちょっと気を引き締めて教育委員会、会計のこちらで処理のこととかでこういう大変な重大なミスがあるとご迷惑もおかけいたしますし、信頼関係のこともございますので、今後気を引き締めてやってまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

もう一点だけ。町の監査のときでこれは分からなかったのか。どうでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） お答えいたします。

監査の際にはちょっと分からなかったということです。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございます。

新聞の件でお伺いしたいのですけれども、請求書がなかったということなのですけれども、今もないのですか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 確認等をいたしましたけれども、藤久保公民館、あと当課、そういったところをちょっと確認したのですけれども、ちょっとまだ見つかってはいないということです。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

郵便ということですよ。そこで何か郵便局に確認とかもされたのだと思うのですけれども、その辺の確認というのはどうだったのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 総務課等にも届いていなかったか等を確認させていただいたのですけれども、確認が取れていなかったです。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

郵便のほうには確認をされたのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 郵便局のほうには確認をしていません。向こうが発送したということでして、こちらには届いているものだと思います。来ていれば届いているものだと思いますので、ちょっと郵便局のほうには確認はしていません。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

そこもちょっと確認をしたほうがよかったのではないかなと個人的には感じたのですけれども、しっかり、毎月どういうタイミングで届いているのか分からないのですけれども、その来ている、来ていないの、そ

それはそういえばあれ来ていないよねぐらいの感覚があってもよかったのかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） お答えします。

こちらは、年間購読料ということで、年に1回まとめて来るのですけれども、確かに通常本当にあり得ないことで、年に1回来ることがあります。ほかのものに関しては、その新聞とかに挟まれて来てしまうことがあって、特に注意が必要なものに関してはよく見ていたのですけれども、こちらのほうは例年そういうことなく、きちんと封書に入って当課に郵便で届くことが通常でしたので、確かに届いていないよねというところで確認をしていないので、今回こういうところが起こってしまったということはあるのですけれども、郵便局にまでちょっと確認をすべきかということに関しては、向こうが送ったということで、郵便局も通常適正に処理をされると思っておりますので、ちょっとこういうことを起こしておいてそういうことを言うのも何ですが、適正に処理をされるものだと思っていますので、送られてくるという前提で、総務課ですとか、うちの文書箱、文書箱もいろいろあるので、このほかのところに入っていないかとか、そういうのも含めて全て確認をさせていただいたのですが、やはりちょっと配達を確認できていないということです。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。分かりました。

それと富士登山のほうなのですけれども、これは令和6年の話ということでよろしいのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） お答えします。

はい、令和6年度から始まった事業で、令和6年度の富士登山の参加負担金ということです。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

7月に分かったということなのですけれども、今年の処理はちゃんとできたのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） そのほかの事業に関しましても、例年通常適正に処理をしています。今回の負担金に関してももちろん参加者の子供たちのものと合わせて向こうの職員の立会いの下できちんと支払い処理をさせていただいております。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

そこで、小山町さんとはその請求書の処理の件についてお話はされたのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 昨年のことについてということですか。例年職員が代わって、去年の担当とまた全然違う方が来られたこともあって、今、その場で去年のことに関してはそういうお話はちょっとしていないです。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

今回のこの件につきまして、なぜ資料というか、載せていないのかについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 資料がなぜ載っていないかということ。

○議員（増田磨美君） ごめんなさい。資料としてなぜ載せなかったのかについて。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 今回、私の手元にあるペーパーで説明を、おっしゃるとおり、皆さんに事と次第が分かるように資料で提出したほうがよろしいかとは確かに思ったのですが、同じように口頭で説明を今回させていただくということで、事前の資料提出をしていませんでした。すみません。失礼いたしました。

○議長（細谷光弘君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

改善策とかがちゃんと分かるように、やはり書いていただいたほうがよかったのかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） こうやって説明をさせていただいて、口頭で聞くだけでなく、皆さんの目にしっかり形、改善策が分かるようにというのは当然のことかと思えます。今回、こうやって資料が提出がなかったことに関しては、私の判断が誤りであったと思えます。失礼いたしました。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。大丈夫ですか。ほかにございませんでしょうか。

一応局長のほうから、すみません。そういった会計があったという話は事前に聞いてはいたのですが、詳しく課長のほうからお話は聞いていなかったのですが、菊地議員がさっき質問されていたので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 直接はない。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。どうも説明ありがとうございました。

増田議員の続きなのですが、議会としてそのてんまつをきちっと理解できるように、我々議会側にも情報共有ということで、議長のほうから資料というか、そういう文書を要請していただくと、そういうことはできますでしょうか。課長の最後の答弁は、そのことを言っているのかなと思ったのですが、念のために。

○議長（細谷光弘君） 皆さん、どうですか。出してもらったほうがいいのか。改善策を含めてどうですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） このタブレットに載せることは私は載せなくてもいいと思うのですが、議員だけには文章として出していただけたらと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） どうですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 追加で。紙で出していただければと私は思います。

○議長（細谷光弘君） 今回の件は、公金の私的利用につながる大変問題のある案件だったわけで、やはり今後の今、いろいろ色を変えてどうだという話もありましたけれども、立替払いの禁止、またそういった研修等もやっているかどうか分からないのですが、その再発防止策について一応しっかり議会のほうに上げていただくということは大丈夫ですか。

社会教育課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 今回、会計処理のこの立替払い等の誤りに対して信頼回復に努めなければいけない立場ということでありながら、ちょっと判断を確かに誤ったところがございます。全協に諮る前に丁寧に議員の方々にご説明を、議長にもお話を通し、今回議員の方々にも口頭での説明に対しても、資料等を用意して、きちんと伝わる、これから再発防止に向けて本当に社会教育課が動いていけるのかということをごきちんと示すためには、こういった資料の提出も必要だと思いました。大変失礼をいたしました。そのように対応をしたいと思っております。

○議長（細谷光弘君） それでは、後日そちらの件については、皆様に紙でよろしいので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「メールでいいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） メールでいいですか。

では、メールでいいそうなので、一旦事務局のほうにメールで送っていただければ。

では、この件については、皆さん大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、休憩させていただきます。

(午前10時33分)

○議長（細谷光弘君） それでは、再開いたします。

(午前10時45分)

◎藤久保地域拠点施設整備等事業変更契約の締結について

○議長（細谷光弘君） 協議事項の6番から始めたいと思っております。

協議事項6番、藤久保地域拠点施設整備等事業変更契約の締結について、ご説明をお願いしたいと思います。

施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 本日はお時間いただき、ありがとうございます。藤久保地域拠点施設整備等事業につきましては、建設費の増加について、昨今の物価上昇に伴い、入札時の建設費に比べて上昇している旨、事業者から報告を受け、事業者と協議を重ね、6月議会で債務負担行為の設定につきましては、議決をいただきましたけれども、引き続きその後、事業者と協議をして、協議が調い、変更契約の額が確定しましたので、本日はその変更契約の締結についてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いします。

それでは、早速当課の藤久保地域拠点施設整備準備担当より説明させていただきます。

○議長（細谷光弘君） 郷間主幹。

○施設マネジメント課藤久保地域拠点施設整備準備担当主幹（郷間 成君） 施設マネジメント課、郷間です。本日は、町が進めています藤久保地域拠点施設整備等事業に係る変更契約の締結について、9月議会に議案を上程いたしますので、ご説明をさせていただきます。

お手元、モアノート発表者モードにてご説明いたします。こちら発表者モードは、こちらで操作をいたしますので、ご利用いただければと思います。

内容につきましては、6月議会にて債務負担の設定を行った関係で、5月の全員協議会でも特に経緯や状況などについてはご説明をさせていただいておりますので、本日は重複する説明を可能な限り避け、最終的な変更契約金額や前回ご説明以降のコスト協議、町の判断などについてご説明をさせていただきます。

資料をめくってください。本日は、9月議会に上程を予定しています事業契約の変更についてご説明をさせていただきますが、まずは金額の部分にシンプルにご説明させていただきます。

変更契約の金額としては、物価上昇等による増が16億円、先日ご説明した校庭の地中障害対応費が5,600万円、合わせて16億5,600万円、こちらに消費税がかかりまして、消費税込みで18億2,160万円となりました。6月定例会でご審議いただきました債務負担においては、物価上昇等による増が17億円、地中障害対応が8,600万円の合わせて17億8,600万円、税込み19億6,460万円でごございましたので、約1億4,000万円ほど低減したこととなります。このことについては、5月の全員協議会及び6月定例会のご審議の中でもご説明させていただいたとおり、町は事業者とぎりぎりまでコスト協議を行い、その費用を圧縮することに努めており、文字どおりぎりぎりまで協議を続けまして、この8月上旬にようやく金額を妥結したものとなっております。

資料をめくります。まず、物価上昇等による増額の部分についてご説明をさせていただきます。繰り返しになりますが、債務負担時の増額約17億円を見込んでいましたが、約1億円ほど低減した16億円でコスト協議を妥結いたしました。全体的なコストの流れといたしましては、建設工事の着工時、昨年9月時点では約22億円の増額が見積書とともに提示をされておりました。この金額については、昨年12月の全員協議会でご報告したものととなります。町としては、提出された見積書を精査し、技術的な工夫によるコストダウンができないか、入札時の金額と照らして問題がないかなど、事業者と継続して協議を行い、またチェックを行ってきました。結果としては、債務負担時にご説明したとおり、約17億円まで増額を圧縮することに、さらにそこから妥結に至るまで、さらに約1億円ほど圧縮することができたものとなっております。

地中障害の件につきましては、後ほど別途ご説明をいたしますが、増額の大半を占める物価上昇等について簡単にご報告をさせていただきました。

資料をめくっていただき、ご説明のポイントについて記載をいたしました。まず、資材価格や労務費などの物価上昇について、改めて状況をご説明させていただきます。物価上昇の予見性などについて、前回の全員協議会等でご指摘もいただいておりますので、そちらについても少しご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、様々な要因で発生するコスト増に対して、町や事業者が実施してきた対策についてご説明をいたします。

次に、地中障害対応について、最終妥結金額のご説明をさせていただきます。

次に、本事業に係る価格改定のタイミングについてご説明をさせていただきます。

最後に、今回の変更契約に係る補助金の手配についてご説明をいたします。

実施中の事業ということで、全員協議会へのご説明回数も多くなっておりますので、説明は簡潔に進めていきますので、よろしくお願いいたします。

資料をめくっていただき、建設費の上昇についてご説明をいたします。建設費、特に物価上昇について、まず前回の全員協議会時にご説明した資料を再掲しております。改めて本事業においては、表のとおりスタートとなる実施方針のタイミングから現在に至るまで、ずっと建設費の上昇が続いております。スタートとなる実施方針のタイミングから現在に至るまでずっと建設費の上昇が続いておりますが、以前から全体としては物価上昇基調にあったものの、コロナ禍からの回復期である2021年から需要の回復とともに急上昇を始め、そこにロシアによるウクライナ侵攻や為替相場などの関係で、債務負担行為を行った2022年6月議会の前後から、急激に上昇を始め、現在に至るまで高い増加率を示しているところでございます。

繰り返しのようになってしまいますが、2015年から2022年の7年間で10ポイントしか上昇していないこの物価指数でございますが、そこから3年間で27ポイントも上昇するような状況下で現在事業を実施しているということをご理解いただければと思っております。

資料をめくりまして、従前よりご質問、ご指摘をいただいております物価上昇、特に建設費の上昇の予見性についてご説明をいたします。段階ごとにご説明をいたします。まず、セットアップ期、事業のセットアップ期です。表でいいますと、債務負担と書いてある2022年前半辺りでございますが、この時期も激しい物価上昇、物価変動が生じておりました。この期間において債務負担行為を設定するに当たり、町は事業者の参加意欲が失われたり、入札不調のリスクを減らすため、概算工事費に入札時までの物価上昇を見込んだ額を設定する対策を行いました。表においては赤い矢印の部分になりますが、これについては当時の議会政策検討会議でもご説明しておりますので、ご記憶の議員もいらっしゃるかと思います。

一方で、表でいきますと、入札と書いてある部分の前後、入札に向けた準備段階である2022年度後半から2022年度初頭でございますが、表のとおり一時的に少し落ち着いた時期でもございました。その中において、町は参加を希望される事業者さんと個別対話や質疑応答などを通して意見交換を行ってまいりました。これらの内容は、ホームページ等にも公開しているところでございますが、やはり民間事業者からは物価上昇、建設費の上昇によるリスクに関する意見が複数あったことは事実でございます。町としては、少しこの価格、物価上昇落ち着いた状況でもあったことから、また建設費指数を用いた物価上昇への改定ルール、表でいきますと、これ緑の矢印で示しているような想定価格改定ルール、こちらのほうでいけると判断をしまして、その旨回答をしております。また、その上で入札を執行したところでございます。同様に、事業者としてもこの町が設定したルールで何とか事業が成立するとして入札を行っていただいたというところが実態であると考えています。

その後、契約の議決をいただきました2023年6月付近、表では入札と書いてある真上、この辺りです。この辺りからまた極端な物価上昇が発生し、現在に至るまで上昇を続けているという状況でございます。

担当者として、変更契約を今回上程をする責任というものは痛感しているところではございますが、端的に申し上げますと、この物価上昇の上昇率が想定以上に大きかったというところが変更契約に至る主要因と

なっております。

さらに、この指数についても、市中取引価格の調査に基づくものであるため、どうしても後追いになってしまい、若干のタイムラグが生じるものでございます。また、公共工事のように、制約の多い現場と民間工事の違いなどによる差異もございます。また、本件のように、大規模工事においては、ゼネコンとサブコンと呼ばれる専門業者、こちらのパワーバランスの変化などから、この指数に反映されないファクターというものもございまして、現実的には表の中でいいますと、青い矢印のように実際の建設費が上昇していったところが実態となります。それらの理由も、物流危機による資材の高騰であったり、為替の影響による輸入材の高騰、石油価格の上昇、労働力の不足、賃金の上昇など、その時期その時期によって数え上げれば切りがないほど様々な理由で上がっており、これを正確に予見できたかということ、難しかったのではと考えているところでございます。

ご説明したとおり、町も物価上昇への備えというものはしていたところでございますが、実際に起こった物価上昇の度合いとの間に開きがあったことにより、今回変更契約を上程するに至ったというところでございます。

資料をめぐらせていただきまして、また違った側面から建設費の上昇についてご説明をいたします。先ほどの建設費指数は、一般的な建物を念頭に算出された指数であることに対して、中身の部分でございまして、各資材、例えばコンクリートであるとか、鉄筋であるとか、そういうものを動きを表したグラフでございまして、各資材が様々な動きをしているものでございます。

少し具体的にご説明をさせていただきますと、コンクリート打設費は指数では対象期間中、約1.24倍の増加をしております。本事業の現場レベルでは、1.3倍を超える増加をしております、約8,000万円ほど増加をしておりますところでございます。

型枠工事につきましては、指数では1.72倍、こちらが現場レベルでは約1.8倍を超える増額、伸び率を示しており、増加分で約2億5,000万円ほど増えているところでございます。逆に鉄筋工事などにいきますと、指数ベースでは1.32倍でございまして、現場レベルでは約1.15倍の5,000万円程度の増と、それぞれ様々な材料や物が複雑に指数と関係しながら、現場レベルでの取引価格なども含めて、いろいろ入り組んだ変化をしているというところをご理解いただければと思います。

重ねてしまい恐縮でございまして、これらの差が出るのは、やはりゼネコンの得意、不得意分野みたいなところの話でございまして、サブコンなどとの関係などにも関連していますので、一概に何とも言えないところがございまして、さらにそれを予見できたかということ、とても困難であることを重ねてご理解いただければと思っております。

資料をめぐらせていただきます。次に、今ご説明したような物価上昇局面において、町及び事業者が実施した対策についてご説明をいたします。実際はこんなに単純ではないのですが、概念として、建設費の上昇と抑制策について資料を作成いたしました。

まず、上昇の要因でございまして、今、ご説明したような物価上昇、これが間違いなく主要因として挙げられます。

次に、設計増、これ設計増というのは、設計、施工を一体で発注している本事業のような場合には、入札時点では、当然ながら設計を行っているわけではございませんので、まだ見えない部分などがございまして、

設計を進めていく中で、例えば敷地調査であるとか、地質調査、既存施設の調査などを行った過程で判明するものももちろんございます。そういったものに対応した設計としてまとめていくとなりますと、やはり入札時の想定と建設費の間に差異が生じるものとなっております。多くの場合は、やはり増額側に振れるものでございまして、あまり大きくなければ入札金額の中で処理をするものでございますが、今回やはり物価上昇等の影響もございまして、建設費を押し上げてしまったというのが要因の一つとなっております。

次に、町からのオーダーによる増でございます。本事業においては、例えば多目的ホールの音響設備などについて、要求水準におきましては、集会、発表会、ミニコンサート、軽運動など幅広く利用できるとして設定をしておりましたが、事業者の提案では、もちろんそれを満足しているものの、アップライトなホールでございましたので、町としてはもう少し芸術文化活動を想起させるようなしつらえにしてほしいという協議を設計の中で行ったものでございます。結果としては、以前こちらについてもご説明をしておりましたが、芸術文化活動をしっかり行えるようなホールへと設計が増えたということになっております。この辺りは設計変更項目としての増と要求水準の範疇の増と、もう明確に切り分けることができないため、後でご説明しますが、コスト抑制策と併せて何とか事業費に収まるようにしていくところではございますが、先ほどと同様に、物価上昇局面においては、上昇要因と結果的になってしまったということはございます。

実際は、ほかにも設計において膨大な量の項目の選択をしながら設計をしておりまして、結果論的な部分で、事業者の工夫や抑制策だけではのみ切れない増というものが発生してしまったというものが要因でございます。これらに対して、逆に建設費を抑制するために事業者が実施する対策が資料の左側に記載しているところでございます。

まず、設計時VEでございます。詳細は続いてご説明いたしますが、これは設計時に技術的な合理化を図ってコストを下げっていく手法となります。

同様に、施工時VEというものがございます。これも同様に、施工時に技術的な合理化を行ってコストを下げっていくものでございますが、本事業にあっては厳密に言いますと、やはりその設計、施工、一体の発注でございますので、設計段階から施工会社がある程度関与しているということもございまして、設計時VEにも包含される部分と、施工時の段取りなどによって合理化する部分が実際は分かれています。いずれにしても、実際は設計者、施工者が様々なVE提案を町に提案してくるものでございますが、中には当然要求水準など関係してしまうような項目であったりとか、例えばコストダウン、ほとんどコストダウンに近いようなものもありましたので、しっかり町と町のほうで助言をいただいているコンサルタントも含めてチェックをして、そういったVEを受け入れる、受け入れないなどを判断してやってきたものでございます。

次に、抑制策の中の3番目でございますが、これ協力業者協議と書いてございますが、これは事業者が協力業者に協議を行って、値下げであったりとか、工事の効率化であったりとか、そういったもののやり取りをしながらコスト削減を図っていくものでございます。

簡単ではございますが、建設費の上昇と対策の概念をご説明させていただきました。

資料をめくらせていただきまして、今、ご説明した要因や対策などを踏まえて、今回町は事業者と約1年半にわたりコスト協議を進めてまいりました。その中で担当者間でポイントとしたことを少しご説明させていただきます。

まずは、協力業者へのしわ寄せの排除でございます。これは、一般論として、発注者が受注者からの増額

に適切に応じることができない場合には、何がよくないかという、その反動が元請事業者から下請業者、協力業者へしわ寄せとなっていってしまうことをございます。このことにつきましては、目下建設業界では労働力不足の影響で、下請側の立場が強くなってきておまして、一昔前のような状況ではもちろんないものはないのですけれども、発注者と下請業者の間に挟まったゼネコンとしても難しい立場だということはあると思います。その中であって、建設JVからも町が適切にコスト協議に応じてくれないと、例えばもうどうしても受注者をより安い価格でやってくれる協力業者を探さねばならず、そうなると協力業者の質が下がってしまうおそれがあるということで、やはりそれはやりたくないといった事業者からの反応もございました。結果として、町ではそのようなことが起きないようにコスト協議については、実際にその時点でJVが協力業者に発注している注文書であるとか、契約書であるとか、そういうものを提出してもらって、直接工事費の算定資料といたしました。おかげで町としては実際に現場で動いている発注金額、こういったものをある程度把握することができましたので、そういったものを下回らない額のコスト協議を進めることができましたので、比較的全体としてはそれが出来からはスムーズに協議のほうが進んだかと思っております。これについては、資料にも書いてございますが、この後、変更契約した後もそういった金額がちゃんと協力業者に支払われるかについてフォローを行っていく。確認です。確認とか、監査、そういうものを行っていくことによって、しっかり効果のほうを検証していきたいと思っております。

次に、VEなどを活用した複合的な協議となっております。これについては、先ほど簡単にお話をしましたが、VEではなく、単なるコストダウンにならないようにしっかりと協議を行いました。詳細は次の資料でご説明をいたします。

3つ目は、各種ガイドラインの活用となっております。昨今の物価上昇は、全国的な問題として広く認識をされております。そのため、国土交通省や内閣府をはじめとした国の機関や各種業界団体などからも様々な資料がございますとか、ガイドライン、指針、こういったものが発出されております。これは、今までのやり方やルールでは対応できないような事象が起きていることの証左でもございまして、行政に対しては柔軟な対応が求められているものと考えております。特にPFI事業においては、定められたルールが少ないため、これらのガイドラインなどを活用して、公平性や透明性のある協議を進めていくこととしたものとなっております。

資料をめくりまして、今ご説明したコスト協議のポイントの一つ、VEについて、こちらもこれは何度もご説明をしておりましたので、簡単に説明いたします。VEとは、「Value Engineering」のことをいい、技術提案などにより、要求性能を満たした上でコストの縮減を図る手法のことをいいます。PFIなど性能発注においては、コストコントロールに用いられる一般的な手法となっております。イメージしやすいように、小学校の校舎と体育館をつなぐ渡り廊下のようなものを例えば建設するというような例を用いてご説明をさせていただきます。

基本的な性能を「雨にぬれないこと」という部分に設定したというふうに考えますと、これがいわゆる要求水準に該当するものとなっております。当初、例えば事業者が一番左側のように、屋内の通路で設計を提案してきたというところがございますが、その事業においてコストを縮減する必要がありますというような事情が発生し、VEをするということになったところを想定していただければと思います。検討を行うのですけれども、まず第一に、求められている性能に対して、「設計が過大になっているものを削る」。その次に

「代替品でも性能を生かせるものを探す」などというものを行っていくものでございます。この例におきましては、VE検討の結果、2番目や3番目に示したようなVE提案が作成されて、採用の可否を検討していくこととなります。

2番目につきましては、資料真ん中になりますが、一般的な学校の半屋外の渡り廊下をイメージしていただければと思いますが、当然雨よけとしても十分な性能を有しているものでございます。台風のような雨や嵐のときはさすがに吹き込み等はあると思いますが、小学校の体育館の渡り廊下だと考えると十分であるかなというふうに判断ができるところでございます。

一番右が、さらにVEをしなければいけないとなったとして、一番右側です。3番のような例えばテントのようなもの、この屋根をかけるような提案が上がってきたとします。もうこれは当然ながらコストは大分下がるものでございますが、台風の時などはぬれるだけでなく、このテント状のものが吹き飛ばされるようなリスクもございまして、当然メンテナンス性や耐久性などの観点から、十分ではないものと判断できません。あくまでコストを削減する必要があるという観点になって判断をするならば、2番目の設計を採用してVEを行うという、こういう合理的なというか、現実的な選択をするようなものになっていくと思います。

今、ご説明させていただきましたのは一例でございますが、必要な性能を踏まえて、性能を充足する代替案を検討することがVEとなっているところでございます。

さらに、それを踏み越えて必要となる性能を例えば下回っても、コストを削減しなければいけない場合は、コストダウンというような範囲に入っておりまして、ここで言う3番目の案を採用する。例えばその渡り廊下もなくしてしまうとか、そういったものを設計として行っていく必要があります。

本事業に当たりましては、このように要求水準に対して豪華になっている提案部分もあるものでございますので、要求水準相当にVEしたものでありますとか、見た目だけしか変わらないのにコスト削減効果が図れるものは、例えば見た目を重視する場所とか、そういう場所かというものも判断しながら、VE検討というものを進めていったところでございます。

資料をめくらせていただきまして、次に本事業で実際に取り入れたVEの一例を紹介いたします。まず、当初の事業者提案でございますが、その段階では小学校の3階と4階をつないだ吹き抜けがございましたが、これについては吹き抜けのスペース効率が悪く、オープンスペースの効率的な利用や空調の効率なども勘案して、通常の床で閉じてもらう設計にしたほうがよろしいかなというふうに判断しました。結果、床は増えるのですけれども、吹き抜けを囲むように設置が必要でありました防火シャッターなどの減が発生しまして、相殺すると約550万円ほど減となったものでございます。

次に、複合公共施設東側の駐車場、これは車椅子駐車場等があるのですけれども、そのひさしについても、当初提案ではごみ置場なども含めずごく大型のひさしが設計として入って入っていました。今回、町が目的にしていたのが車椅子使用者の駐車場の利用者が雨にぬれずに出入口に行けるようにということを要求水準で決定してございましたので、支障のない範囲を縮小して、14メートル程度とすることによって、屋根の大きさによる減などを含めると、かなり大きな額の削減になりまして、1,000万円ほど削減ができたものでございます。

また、子供たちが主に使う部屋の壁でございますが、もともと提案では全面を硬質石膏ボードというふうに設定していましたが、全面を硬質石膏ボードとするのではなく、机などの重量物が当たる範囲と、それ以

外の範囲を材質を変えることにより、コストを削減しました。もちろん張り分けたところも、上部部分も十分な強度の材料を使っているものがございます。そのほかでも例えば外部手すりなどであまり意匠性が求められていない場所の材質を変更したり、カーテンボックスなど触らないですし、あまりじっと見るようなものではない場所を木製から樹脂製に変えたりと、実際様々なところでVEを行った結果、見積りベースの金額ではございますが、約1.2億円ほど削減効果があったというふうに算定をしているところでございます。

資料をめくりまして、次のポイントでございますガイドライン等の活用について、特徴的なものを幾つかピックアップさせていただきましたので、背景も踏まえてご説明をさせていただきます。

まずは、国土交通省から令和6年に出たガイドラインを紹介するリーフレットから抜粋しています。要約しますと、公共工事で起きやすい予算額、債務負担額などを指値とした交渉の禁止についてでございます。公共事業では、予算額や債務負担額を超える変更が生じた場合、様々な手続を行って予算を確保し、その上で変更契約を結ぶ必要があります。当然ではございますが、適正性を説明し、様々な承認行為を町が事務としてやる必要がございます。そのため、何とか予算額を超えないように行政のほうで交渉するあまり、相手に過度な負担を強いてしまうケースが散見されるということでございます。特に昨今のように、物価上昇局面においては、当初予算と実施時の単価に開きが出るような関係で、このようなことが起きやすい状況ではございますので、これを明確に禁止というか、否定する内容がこのガイドラインの中で記載をされているところでございます。

資料をめくらせていただきまして、次に同じリーフレットの中から、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰に対するガイドラインの一文でございます。これは、単純に物価高騰を適切に反映しなさいということが定められています。この辺りについては協議に応じないことが発注者の優越的地位の濫用になることや、変更契約を行わないことが建設業法に抵触するなど、かなり文言としては強めに記載があるものでございます。

資料をめくらせていただきまして、次に我々がやっていますPFI事業に特化したガイドラインとして、内閣府から令和7年6月、これは最新です。令和7年6月に出たガイドラインがございますので、その中の物価変動に関する対応についての部分を抜粋いたしました。上半分は先ほどのガイドラインとほぼほぼ内容は同じでございます。下半分でございます。この文言で聞くと大分ソフトには書いてあるのですけれども、この状況下において事業を行う業者の立場を非常に表しているところがございます。こちらも要約となりますが、元来公共事業においては、発注者側、つまり行政は適切な価格、適正な契約条件、適正な内容で発注を行っているという前提の下、事業を実施しているという前提がありますので、発注者側に不利になるような契約変更というのを原則認めないというバイアスがかかりやすい状況となっております。ですが、昨今の物価上昇の状況などを鑑み、当初契約の分に照らして、多少発注者側が不利と思えるような変更であったとしても、例えば一旦事業を止めて、ほかの事業者を募集してみると、多分そういったケースと比較して、なお現在の事業者と変更契約を結んだほうが有利であると考えられる場合には変更契約が認められるということがこのガイドラインに示されております。もちろん本事業に当たっては、事業を止めるとか、そういったレベルの協議を事業者と直接やっているわけではございませんが、現在起きている事象はそのぐらい特異な状況だということをぜひご理解いただきたく考えております。

資料をめくらせていただきまして、前回ご説明した内容のこれも再掲です。令和7年5月の全員協議会の

再掲となります。ここに書いてある内容は、この間ご説明しましたが、直近でもこれとは別にさいたま市が与野中央公園に整備を計画していた次世代型スポーツ施設のPFI事業も、この6月に入札者、全者辞退による手続中止が公表されるなど、依然として行政からすると厳しい状況となっております。改めてこの内容は、他物件の状況は説明いたしません、このような状況下において、町は事業者とコスト協議を継続してまいりました。コスト協議は令和6年4月辺りから開始しているものでございますが、今月に入ってようやく金額をまとめた状況となっております。

協議が長引いたことについては、日々当然状況が変わっていることが理由の一つではあります。また、お互い当初向こうから提案があった22億ということでございますが、お互いの提案にやっぱり開きがあって、これを埋めることに苦労したというものがやっぱり長引いた大きな原因となっております。ただ、町といたしましては、この必要な整備、藤久保地域拠点施設という必要な整備が実施できないということが一番の損失となりますので、そのため事業者の言い分にも耳を傾けながら、当初契約の内容、制約、町が負担すべき範囲などに協議の内容を広げて協議のほうを進めてまいりまして、今回妥結をしたと、妥結をするという判断をしたところでございます。その判断については、やはりこういった状況などもしっかりと、こういう入札がないよと、入札を行われないよというようなものも踏まえながら、認識した上で行ってきたことにつきましても、併せてご理解をいただきたく考えているところでございます。

資料をめくりまして、コスト協議を取り巻く状況については、今、ご説明をさせていただきましたが、コスト協議については、これまでも時点時点で状況を議会のほうにはご説明させていただいておりますので、最終的な取りまとめをさせていただきます。

入札時の事業者の工事費は66.29億円でございます。設計期間中の物価上昇や先ほどご説明した設計増など、逆に設計におけるVEなどによる減をなど、様々なものを経て、設計完了時、当然着工時点、この時点での事業者の見積りは89.05億円、つまり約22億円を超えるような増額となっていました。これについては、令和6年の12月議会でご報告をさせていただいております。当然これについては、町としてはPFI事業であることを鑑みて全く受け入れられるものではなかった、数字ではなかったものでございますので、当初契約の物価上昇のルールであります指数での比較について、かなり突っ込んだ協議を行ってきました。ところが、なかなか事業者との差が埋まらず、苦労していた時期でもございます。事業者としては、PFIのリスクとして負担を増加する、負担の増はやむを得ないというところでは言うてあったのですけれども、当初契約のルールでは、事業者としては赤字はおろか、工事を継続できないような状況だということでございましたので、町としては契約を変更してまで建設費増加分を払うということになってしまいます。根拠であったり、透明性の部分を担保する必要が当然ありますので、こういった観点に立って、町としては実際に現場で取引されているJVと協力業者の契約書、注文書、こういったものを提出をしていただき、まず事業者が実際に協力業者に発注している金額、この金額にアンカーを置いて、それを直接工事費と定めて、そこは削れないと、そこから先のコストの削減は難しいというものを1回決めたものでございます。要は、先ほどご説明したこれを削ると協力業者にしわ寄せがいくものとして、一旦その部分にアンカーを置いて、その先の共通費の部分で事業者負担を求める方針へと転換を行ったのがやはりこの着工時の直後でございます。

それで、その後、協議を進めまして、結果的には債務負担のときには約17億円となったところでございます。これで一旦債務負担を打ったところでございますが、その後引き続き町としては事業者と継続して協議

を行って、この共通費の部分、この中にはやはりその経費とか、共通費の中には実際には現場で使用する仮設資材のほか、本店とか、支店とか、そういうものの経費であるとか、当然ながら事業者の利益、こういったものもこの共通費という中に含まれているのですけれども、この部分はどちらかというと、事業者の裁量が大きいいところですので、事業者と何度も協議を行って、この部分の削減に努め、最終的にはこの部分で16億円の増額ということで金額を妥結したものとなっております。

妥結の判断に当たっては、先ほどガイドラインのところでご説明いたしましたが、実施設計で作成した内訳書の単価を国土交通省の積算方式に合わせて入れ替えたパターンの積算なども行っております。そういったところ、例えばその国土交通省の積算パターンで積算しますと、この工事費が約87億円というような数字になりまして、この積算方式で実際発注を行っている他物件、こういったところも今、先ほどご説明したとおり、入札不調が相次いでいることを鑑みると、やはり事業者が当初提示した89億円というのもあながち無理な数字ではないかなというふうには考えております。当然先ほど申し上げたとおり、今、新規の入札はかなり不調が続いておりますので、新規であればもっとこの金額は跳ね上がっているのだらうなというふうに類推をしております。

本事業に関しては、PFI事業として契約をした上での変更の協議でございますので、当然事業者にもリスクという責任が発生しておりますので、その辺りも考慮した金額として最終的に今、ご説明した金額で妥結をしたものでございますので、そこに関してはご理解いただきたく思っております。

資料をめくっていただきまして、変更契約、今、ご説明したのは、物価上昇等による増額でございますが、変更契約に係るもう一つの項目でございます地中障害対応について、5月全員協議会において、その費用について説明させていただきました。その時点では、その事業者より徴取した見積書によるものであること、実際の変更契約に至るに当たっては、事業者をヒアリングしたり、協議を行うことで、今、その低減を図りますという旨を5月全員協議会ではご説明をさせていただきました。また、そのときに議会のほうからも、事業者の言いなりや言い値にならないようにしっかり協議を行うようにといったご意見もいただいているところでございますので、今回その結果についてご説明をさせていただきます。

これについては、先に時系列についてご説明をさせていただきます。債務負担を設定するための積算については、実際は3月に事業者より見積りを徴取しておりまして、その金額を基に債務負担の金額を作成しているところでございます。実際、そのとき現場で何をしていたかといいますと、この見積書の作成と並行して、この地中埋設物に係る対応、これに係る精算などをJVと協力業者で行っている最中でございます。このため、最終的な妥結金額とは多少なりとも開きが生じてしまうことはご理解いただきたく思います。最終的には債務負担時は税抜き約8,600万円であったものが、変更契約時では5,600万円と縮減した形となっております。内容として直接工事費部分は、これは先ほどの精算による増減であることをご理解いただければと思います。一方で、共通費、諸経費と書いてある部分が共通費なのですけれども、この共通費については、直接工事費が下がったことによる影響でもありますが、かなり下がった形となっております。これは、コスト協議において共通費部分を事業者が負担というか、切り詰める方向に全体のコスト協議も含めてこの協議のほうに向かったため、当然ながらこの地中障害対応による部分についても、ある程度そういった議論に乗った形での共通費とするように、町と事業者で協議をした、取りまとめた結果でございます。ただ、地中障害につきましては、事業者に非があるものではなく、むしろ今、現状では工期を遅らせずにこの地中埋設物

に対応していただいたということで、町としては非常に評価ができる部分であると思っています。一方で、それとコスト協議についてはまた別ということで、この共通費も切り詰めていただいたところではございません。

この諸経費の割合でございますが、全体の先ほどの物価上昇の共通比率と比べますと、約1割程度高い数字となっておりますが、これは地中障害により全体工程の組替えが発生したり、作業予定だったものの一部停止、当然その期間にはクレーンなどが動けない期間が発生してしまいますので、様々な要因で実際は費用がかかっているところもございますので、本体工事の共通比率とは若干違う形となっております。町は協議においては、この辺の説明を聞いた上で、この差はやむを得ないかなというふうに判断をしたところでございます。

資料をめくっていただきまして、先ほどの資料にその埋設物のものも足した表になっておりますが、今、ご説明した地中障害を加えた変更契約の総額について最後ご説明いたします。物価上昇等による増が16億円となっておりますので、これに地中障害対応の5,600万円を加えた税抜き16億5,600万円、税込み18億2,160万円の増額変更となります。この金額を9月議会に上程することとしております。

資料をめくりまして、長くなって申し訳ございませんが、続いてスケジュール等をご説明させていただきます。本日ご説明した変更契約の議案は、繰り返しになりますが、9月議会に上程をいたします。こちらは、PFI法第12条の規定により議会の議決を要することとなっており、地方自治法第96条第1項の規定により議決を要する契約と同様に、仮契約を結んだ上で議決により本契約となることとなっております。

本事業に係って今後変更契約を予定しているものは、今年12月議会に維持管理・運營業務のサービス対価の改定となります。内容は、前回の全員協議会でもご説明させていただいておりますので、今回は割愛させていただきますが、いずれにいたしましても、この維持管理・運營業務のサービス対価の変更トリガーとなっております改定率3%は既に超えておりますので、変更契約を行う必要が生じてございます。こちらについて、6月議会で債務負担の議決、まずこちらは税抜き8,800万ということで上げておりますが、もう既にいただいておりますので、12月議会に今回と同じ形で上程をしたいと思っております。

その後の変更でございます。こちらは、現在決定しているものはございませんが、工事の進捗に伴って、例えば再び地中障害が出てきてしまったりとか、工事、既存施設に新たなアスベストが出てきたりしますと、また必要になるおそれがございます。また、民間部分、民間資金部分、今回PFI事業でございますので、民間資金が入っておりますので、約7億円ほど入っておりますが、ここに係る金利については、施設引渡しの2営業日前の金利を設定することとなっておりますので、現在のように金利が上昇している状況下にあつては、当然ながら増の方向へ振れていくのではないかとこの方には考えているところでございます。この辺りにつきましても、現在町と、町側のコンサルタント並びにSPC、SPC側のファイナンスアドバイザー業者も含めて、あと銀行です。銀行も含めて協議を始めているところでございますので、時期を見て改めてご説明をいたします。

最後になりますが、本事業で活用しております都市構造再編集中支援事業の補助金について、これは当然でございますが、都市再生整備計画の修正を行うことで、今回の変更に係る要望額の増額をすることができま。内示率のことなどもございますので、金額は対象額、要望額ベースとなりますが、今回の変更に伴って、2期工事分までを含んだ物価上昇金額を一旦固めることができましたので、内示状況を見ながら、なる

べく多くの補助金がもらえるように平準化することができるなど、今回の変更についてはメリットを最大限生かして申請を行っていきたいと思っております。

説明が長くなってしまってお大変申し訳ございませんでしたが、以上が藤久保地域拠点施設整備等事業の変更契約の締結に係る説明となっております。

○議長（細谷光弘君） ご説明ありがとうございました。

この件につきましてご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

内容については、議場でということになると思いますので、資料の在り方について伺いたいのですが、これまで何度か資料でいただいているのですけれども、課名が書いてないのです。要するにほかの課だとちゃんと課名書いてあるのですけれども、こちらの場合は過去も含めて全部ではないのですけれども、全部調べていないから分からないのですけれども、課名がなくて、分析がどこにあるか分からない、見ただけだと。何年かたって見返したときに、これはどこなのだろうというのは全然分からないので、それを明らかにしていただくために資料を作っていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） そういったご指摘いただきましたので、今後は課名のほうを記載していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今後はですか。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） そうですね。今後全員協議会で説明する場合には、資料のほうは課名を記載していきたいと考えています。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この資料も大変大事なことだと思うのですけれども、これは差し替える気はないということですね。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） はい。こちらの資料にこの部分、一番表紙の部分ですか、施設マネジメント課と記載するというのであれば、それはもう全然問題ないと思いますので、差し替えたいと考えています。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） では、ないということで、6番の藤久保地域拠点施設整備事業変更契約の締結につ

きましては、以上とさせていただきます。ご説明ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 28 分)

○議長（細谷光弘君） それでは、再開いたします。

(午前 11 時 29 分)

◎総務常任委員会

○議長（細谷光弘君） 以上で協議事項につきましては、全て終了いたしました。

続きまして、4 番の報告事項に移らせていただきたいと思います。

1 番の総務常任委員会からの報告をお願いします。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） お疲れさまです。総務常任委員会より 2 点ほどなのですが、皆さんにご報告させていただきます。

まず、1 点目ですけれども、モアノートのほうに新たに少し見直しをした進行表のほうを掲載させていただいておりますので、まず御覧になっていただければと思います。主に議席の変更というのが今回生じたので、まず担当者、議員の行動のところが担当者に変更になっておりますので、今回担当に当たっている方というのは、自分の役割というのを見ておいて理解のほうをしていただければなというふうに思います。よろしいですか。

それと、議会定例会に入った際に、ヘルメットのほうを議場のほうに持ち込むということが決まりましたので、その関係上、ヘルメット所持とかということで、ヘルメットを着用するだとかという文言を今回追加のほうをさせていただいておりますので、それに倣って避難訓練のほうに臨んでいただければというふうに思います。

それと、あと変更点といたしましては、今現在、局長、何個あるのですたっけ、傍聴者用のヘルメットつて。

○事務局長（小林豊明君） 15。

○総務常任委員長（久保健二君） 15 個。さらに追加を、まだこれは分からないですね。

○事務局長（小林豊明君） まだ、はい。

○総務常任委員長（久保健二君） 今現在、傍聴者用のヘルメットというのが傍聴者席に入ったところの右側の棚に置いてあるのですけれども、15 個置いてあるような状況なのですけれども、今、その辺も委員会の中で協議をしておりますして、事務局のほうに今、ご足労いただきながら、傍聴席の椅子の下にしまって、トレーというか、それも今考えている、試行錯誤中ではあるのですけれども、ヘルメットを下から抜き出して災害時に備えていただく、傍聴者にも備えていただくというような形を取りたいというところで、今、どのようなものをヘルメットをトレーにするのか、今、事務局のほうでそこはいいですか、説明いただいて。

○事務局長（小林豊明君） はい。

○総務常任委員長（久保健二君） では、ちょっと事務局にどのようなものをこの後取り扱うのかだけは説

明いただきたいというふうに思います。

○議長（細谷光弘君） 事務局長。

○事務局長（小林豊明君） 今、久保委員長のほうからお話のありましたヘルメットの件なのですが、傍聴席の下の部分に置くのですけれども、すぐ引き出しやすいように、トレーに載せて、トレーごと引き出してかぶっていただくという形で委員会のほうで話がつきまして、事務局で消耗品でありお金をかけずにということで、自作でちょっと1回つくってみたのですけれども、ちょっと安いトレーがここで見つかりましたので、トレーのほうは今もう購入済みになりましたので、トレーのほうをあらかじめもう33個購入して、傍聴席の席の下の部分にもう設置するような形で考えております。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 33個の……

○事務局長（小林豊明君） それで、ヘルメットなのですが、昨年購入したヘルメットがまだ15個しかなくて、残りの18個がまだない状況なので、傍聴者の方が必ず6階にいらっしゃるので、1回事務局のほうにヘルメットを引き揚げて、書類のほうを書いていたときに、ヘルメットを渡すようなイメージでどうか。ごめんなさい。ご相談していなかったかもしれないです。そんなイメージで事務局は今考えているところではあるのですけれども。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） はい、分かりました。そこら辺、また今後の対応については委員会のほうで協議した上でまたお願いできればというふうに思います。

まず、今、新たに見直しをさせていただいた地震避難訓練の進行表についてご説明させていただいたのですが、何かここまででありましたらお伺いいたします。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私、前に総務常任委員会のときにも言ったのですけれども、議席番号ならば4年間ずっとそのまま使えるので、途中で変更することはないので、ただ、その総務常任委員会でも名前にしようという結論には至ったので、このように名前出てくるのですけれども、もう一度その辺も総務常任委員会で検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

先日のもう本当前回の委員会でやはり委員のほうから議席番号の追加もという話があったのですけれども、そこは委員会で協議した上で、やはり名前のほうが分かりやすいからということで今回決まりましたので、議席番号のほうは進行表には記載しない。どの番号の議席の方が担当につくというのは、これ事務局のほうで把握していただいているので、これ改選等があったとしても、その議席のところには当てはめるといっているので、また進行表を作り直すという形を取るといって一応決定しましたので、ご報告のほうをさせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） では、すみません。次に、これもモアノートのほうに掲載させていただいているのですが、07-02です。緊急連絡個人票というのがあるのですが、こちらを御覧になっていただけ

ればというふうに思います。

こちらは、本来であれば改選後に新しく議員になられた方には、これ個人票のほうを記載いただいて、事務局のほうに提出という形を取っていたのですが、古い議員の方だと、もう何期もやっていて、実際にここにはメールアドレス等も記載するところがあったりで、変更になっている議員さんもいるという、いる可能性があるのですが、今回これ本来であれば改選で新たに議員になられた方だけという形ではあったのですが、今回に限っては15人、議長、副議長も含めまして、全員に提出のほうをお願いできればというふうに思います。

これ事務局、いつまで提出のほう。期限があればお願いいたします。

○議長（細谷光弘君） 事務局長。

○事務局長（小林豊明君） 期限としましては、開会日が28日となっておりますので、避難訓練、実際29日にあるので、28日までによろしいかなと思っております。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） はい、ありがとうございます。今、事務局のほう、一応28日まで個人連絡票のほうを事務局のほうに記載の上、提出のほうをお願いできればというふうに思います。

それと、今、事務局長のほうからご説明あったように、今回の避難訓練なのですけれども、29日、2日目の一般質問終了後に予定しておりますので、また一般質問終了後で大変お疲れだとは思いますが、ご協力のほどお願いできればと思います。

何もなければ、私からは以上です。

○議長（細谷光弘君） 今の件についてもほかにございませんか。

大丈夫ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） すみません。ありがとうございます、菊地議員。

一応、そうですね。修正版のほうが出ているということなので、今、こちらを御覧になっているやつが作成日が平成になっているのですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） はい。修正版のほうがもう出ているということなので、そちらを使用し提出のほうをお願いできればと思います。

〔「メール」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） メールで。はい。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） 更新してみてください。

〔「それに書いて事務局に」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） はい。それで、そこに書いてメールで送っていただくほうが事務局としても処理しやすいみたいなので、できればメールのほうで提出のほうをお願いできればと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） はい。では、以上となります。

○議長（細谷光弘君） それでは、よろしく申し上げます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（細谷光弘君） 続きまして、2番の議会広報広聴常任委員会の報告ということで、菊地委員長、お願いします。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、議会広報広聴常任委員会から今回主に2点あります。

まずは、定例会のご案内のポスターの掲示、ご協力ありがとうございます。もしもまだという方がいらっしやれば、なるべく早めをお願いしたいと思います。もしもですけれども。

それと、まず令和7年度のふれあい座談会、議会報告会についてご報告とお願いを申し上げます。周知のためのチラシなのですけれども、できましたら皆さんにご協力をいただいて、チラシ手渡しを住民の方にしていただければと考えています。9月定例会中に事務局に必要な枚数をお知らせいただけましたら、なるべく早めに、10月前にはお渡しができるかと思っておりますので、そちらのほうをぜひご協力をお願いしたいと思います。1人何十枚でも大丈夫ですので、今、チラシのほうは今月中には出来上がるように作っておりますので、ご協力をぜひよろしくお願いしたいと思います。一人でも多くの参加がしていただけるようにということで、ご協力を改めてお願いしたいと思います。

それと、ふれあい座談会当日の議員の服装についてなのですが、前はクールビズ対応だったのですが、今回11月ということになりますので、ルールをつくりました。ルールは至ってシンプルです。明るい、清潔感のある服装、これだけです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） いろいろあるのですけれども、ジャケットかどうか、そういうことではなくて、個人の主観で大丈夫です。明るい、清潔感のある服装ということでお願いしたいと思います。

また、今回は、その開催の時間の関係上、各会場とも集合時間は30分前、9時半から始まる場所は9時。でないと公民館開かないので、9時に集合ということでお願いしたいと思います。

まず1点目、これについてご質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） ご質問ある方いらっしゃいますか。全部。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 全部、全然。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

ポスター掲示板なのですけれども、定例会の。なくなってしまった場合ってどうすればいいですか。議長。

○議長（細谷光弘君） 菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） ポスター掲示のための掲示板がなくなった場合には、当然貼れませんので、その場所を言っていただきましたら、次から除外したいと思います。

○議員（久保健二君） 聞いていないですよ、事務局は。聞いていないですか。

○事務局長（小林豊明君） 掲示板ですか。

○議員（久保健二君） はい。

○事務局長（小林豊明君） なくなれば、そのときですね。

○議員（久保健二君） というか、そういう連絡って入っていないですね。

〔「掲示板の場所……」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 選挙で見えなくなったというわけではなくて。

○議員（久保健二君） 役場入り口のローソンのところにある。そのそこからそう、角田住宅入り口のところが、あそこは調整池ができるのですよ。最初私入ったときは掲示板あったのですけれども、そのときは囲いがあって中に入れなくて、最近、ここ数日もう一回行ったら、今度はもうその柵は撤去されているのですけれども、掲示板も一緒に撤去されてしまっていて、今後それがまた新たに設置されれば対応いたしますけれども……

○事務局長（小林豊明君） 確認します。

○議長（細谷光弘君） では、確認のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局長（小林豊明君） はい。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） なければ、菊地委員長、もう一点お願いします。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、続いて、2つ目、議案書の公開についてということで報告と説明をさせていただきます。

モアノートの資料で、正副議長と町長との打合せというのと、別紙スケジュールというのがあるのですけれども、そちらのほうで、まず議案書をネットで公開していきます。こちらは、できる限りネットで御覧になる方がもう増えてきましたので、ネットからもその議案書がなるべく見えるようにということで、議会の透明性の確保という点で進めてきております。ただ、いろいろどの資料をどこまで公開するかというところで執行部となかなか折り合いがつかず、総論賛成だったのですけれども、各論のところではちょっとこずりまして、やっと今9月定例会から始めることになりました。

議員に配付する全ての資料をネット公開するわけにはいかないので、調整しながら徐々にこの公開の幅を広げていきたいと考えております。基本的には個人のプライバシーの問題、例えば任命同意とかでの名前とかはいいと思うのですが、住所とか、その点とか、あと印影とかが出ていると、その印影とかを全部黒塗りしたり、隠すような形での公開となります。

また、ちょっと悩ましいところもあるのですけれども、道路認定とかで地図というのもちょっとまだ微妙なところもありますので、あと公開資料自体の著作権とか、いろいろありますので、そこら辺抵触しないようにということも考えて、最初はちょっと手探り状態で始めていきます。どんどん可能な限り広げていって、住民の方もネットからも今、何を審議しているのかということも資料で御覧いただけるような形にしていきたいと思ひます。

スケジュール自体は、9月定例議会以降のスケジュールというところで、公開そのものは開会日に公開していきます。途中上程があれば、その旨、その都度公開をしていきたいと考えております。公開したものの

資料につきましては、2年、2年間公開して、2年たてば削除していきたいというふうに考えております。

あともう一つ、傍聴席に関しては、そういったこと関係なく、全ての資料があるのですけれども、こちらに関してはこのまま継続となります。これは、議場の傍聴席と予算決算特別委員会の傍聴席にもあの分厚いのがあると思いますが、それはそのまま取りあえず継続していきたいと考えておりますので、この点もご理解いただきたいと思います。

以上となりますので、質問があれば受けたいと思います。

○議長（細谷光弘君） この件についてご質問ございますでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ネットでも公開というのは、議会として非常にいい方向だと思うのですけれども、2年間というふうにしたその理由をお聞きしたいのですが。

○議長（細谷光弘君） 菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 取りあえず予算であれば、予算があって、決算が終わる年というのがあるので2年間としております。ただ、2年ということ自体にそれほど大きな意味がないので、もし必要であれば延ばしたり、短くしたりということもあり得るかと思えます。なので、その点もご了承いただきたいと思うのですが。

あと1つちょっと言い忘れたことがあったので、続けていいですか。まず、最大の焦点というか、関心だと思うのですけれども、事業別予算書、決算書があります。こちらは、あまりにも細かい内容が書いてありますので、取りあえずは非公開とさせていただきたいと考えております。今後については、執行部と調整しながら検討していきたいと思えます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

一応執行部とのお話の中で、やはり事業別につきましては、非常に難しい部分がございます、やはりほかの自治体よりすごい詳しくなっていて、我々にとっては非常にいいのですが、公開している自治体におきましては、款項目ではないのですけれども、あまり詳しく出ていない資料を公開しているという中で、逆に我々にもらえる資料も公開に合わせてそうなる可能性もあるということをもまず1つ問題点としてはあるのですが、また新たに資料を執行部が作り直さなければいけないという部分で、急に違う事業別の書式で新たにすぐ作れるかという問題も一つとしてあるので、事業別については多少時間がかかるのかなという部分もありますし、皆様のご意見というのもやはりちょっとあまり詳しくなくなると困るとか、いろいろなものがあるので、何かしら今後話し合っていく部分もあるのかなというふうには感じております。スムーズにすぐに来年の3月に事業別が出るかというのはちょっとまず無理な感触、お話しした感じでは、無理な感じでした。一応そういった今のところは方向にはなっております。よろしく願います。

それでは、では小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

ありがとうございました。事業別の説明書に関しては、その補正予算とかも公開はしないということでもよろしいでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 菊地です。

事業別に関しては、全てまだ非公開となります。

○議長（細谷光弘君） 小松委員。

○委員（小松伸介君） 小松です。

あと、議会からの請求資料とかもあると思うのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（細谷光弘君） 菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） その内容について公開できるもの、できないものというのはあると思いますので、そこら辺は事務局と広報の正副委員長とで協議をしていきたいということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） それでは、以上で報告事項を終わりたいと思います。

◎その他

○議長（細谷光弘君） それでは、その他に移らせていただきますが、私からは何かいつも毎月「埼玉りそな経済情報」というのは来るのですけれども、ポストに入っているのですけれども、ここの8月号の地方研究レポート「地方議会議員に占める女性比率の向上に向けて」というレポートの中で、三芳町が2つ取り上げられていますので、もし見たい方がいたらおっしゃってください。

私からは以上です。

ほかに報告等ございますか。

では、事務局長。

○事務局長（小林豊明君） それでは、事務局のほうから何点かございます。

まず、令和6年度の歳入歳出決算書のご説明と、あと9月議会の補正予算のご説明と、あと事務連絡が2点ございますので、まず議会費に関する歳入歳出決算の説明のほうからさせていただきます。

モアノートの8月28日の令和7年第5回三芳町定例会掲載の中をちょっと見ていただきまして、011802、令和6年度三芳町歳入歳出決算書のほうを御覧いただければと思います。大丈夫ですか。

まず、歳入につきまして、23ページのほうを御覧いただければと思います。款20諸収入、項5雑入、目5雑入、節1雑入の右側、一番上から4番目の、大丈夫でしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○事務局長（小林豊明君） すみません。大丈夫ですか。大丈夫ではないと……

〔「大丈夫ですよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（小林豊明君） 大丈夫ですか。すみません。

上から4番目の本人負担分、雇用保険料、ここ金額は270万2,947円のうち、議会事務局分は、当初予算額1万7,000円に対しまして、8号補正で2,000円の補正予算額を加えて、予算現額が1万9,000円となっております。収入済額は1万9,775円、このうちの1万9,775円が議会分となっております。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。25ページを御覧ください。25ページから26ページになります。款1議会費、項1議会費、目1議会費になります。当初予算額1億2,967万2,000円に対し、補正予算額119万1,000円の増になっております。予算現額1億3,086万3,000円、支出済額1億3,011万9,707円、不用額は74万3,293円、予算執行率99.4%となっております。

それでは、節ごとにご説明のほうをさせていただきます。節1報酬になります。当初予算額4,913万5,000円に対し、補正額21万7,000円の増、予算現額4,935万2,000円に対し、支出済額4,932万6,000円、不用額2万6,000円となっております。不用額の要因につきましては、政治倫理審査会の開催がなかったことによる委員報酬2万2,000円と、議長、副議長、委員長、副委員長の日割計算分4,000円の残額となっております。

節2給料につきましては、当初予算額1,473万3,000円に対し、補正額15万9,000円の増、予算現額1,489万2,000円に対し、支出済額1,489万1,700円、不用額は300円です。

節3職員手当等につきましては、当初予算額3,120万7,000円に対し、補正額は74万5,000円の増、予算現額3,195万2,000円、支出済額3,194万212円、不用額は1万1,788円となっております。補正額の要因につきましては、職員の給与改定等及び会計年度任用職員の報酬改定等による29万4,000円の増、議員期末手当支給率改定による45万1,000円の増によるものとなっております。

節4共済費につきましては、当初予算額1,887万3,000円に対し、補正額は7万円の増、予算現額1,894万3,000円、支出済額1,878万6,368円、不用額は15万6,632円です。補正額の主な要因としましては、職員の給与改定等及び会計年度任用職員の報酬改定等によるものとなっております。不用額の要因につきましては、職員共済組合負担金の率の改定によるものとなっております。

節7報償費につきましては、当初予算額3万6,000円、使用料及び賃借料からの流用5,000円、予算現額4万1,000円、支出済額3万4,496円、不用額は6,504円となっております。流用額の主な要因としましては、議会運営委員会所管事務調査、視察先の増による謝礼不足によるものとなっております。また、不用額6,504円に対し、使用料及び賃借料からの流用額5,000円となっているものにつきましては、款項目は同一となっているのですが、事業が分かれておりまして、その事業の中での流用をしたため、不用額がこの金額となっております。

節8旅費につきましては、当初予算額30万円、使用料及び賃借料からの流用額1,000円、予算現額30万1,000円に対し、支出済額29万7,075円、不用額3,925円です。流用額の主な要因につきましては、公共交通機関で移動する議員研修参加者増による議員費用弁償不足によるものとなっております。また、不用額3,925円に対し、使用料及び賃借料からの流用額1,000円となっているものについても、先ほどご説明しましたとおり、款項目は同一なのですが、同じ事業内での流用としたため、このような残額となっております。

節9交際費につきましては、当初予算額、予算現額は同じ27万円、支出済額19万4,700円、不用額7万5,300円となっております。

節10需用費につきましては、当初予算額348万7,000円、使用料及び賃借料からの流用額8,000円、予算現額349万5,000円、支出済額344万7,078円、不用額4万7,922円となっております。不用額の主な要因につきましては、食糧費2万4,000円、議会だより印刷製本費2万3,638円の残額によるものです。また、不用額4万7,922円に対し、使用料及び賃借料からの流用額8,000円となっているものにつきましては、こちらも同様に同じ事業内での流用を行ったための不用額となっております。

節11役務費につきましては、当初予算額と予算現額は同一の6万9,000円、支出済額5万9,858円、不用額4,142円となっております。不用額の主な要因としましては、通信運搬費の残額3,342円によるものとなっております。

節12委託料につきましては、当初予算額と予算現額は同一の652万9,000円、支出済額648万4,190円、不用額4万4,810円です。不用額の要因としましては、会議録作成委託料2万5,575円と議会だより配布・作成委託料の1万9,235円の残額によるものです。

続きまして、節13使用料及び賃借料につきましては、当初予算額286万8,000円、報償費へ5,000円の流用、旅費へ1,000円、需用費へ8,000円のそれぞれ流用となっております。予算現額285万4,000円に対し、支出済額は266万4,880円、不用額18万9,120円となっております。不用額の主な要因は、借上料の18万2,050円の残額によるものとなっております。この借上料につきましては、委員会の所管事務調査のバス借上料で、当初予算で見積もっていた金額より距離が近かったということで残った残額となっております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、当初予算額と予算現額は同じの217万、支出済額199万3,150円、不用額17万6,850円です。不用額の主な要因につきましては、8名の議員さんより政務活動費14万1,850円の返還があったことによるものとなっております。

以上が議会費に関する概要の説明となります。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

今の歳入歳出の件につきましてご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） ないようでしたら、もう一つ報告がございますか。

○事務局長（小林豊明君） すみません。9月議会の一般会計予算（第4号）についてご説明させていただきます。

モアノートの011401のほうを開いていただければと思います。議案の13ページです。すみません。13ページのほうを御覧ください。目議会費の2、給料、3、職員手当等、4、共済費についてこちらは計上しております。内容としましては、人事異動等による職員人件費の補正額となっております。

こちらの補正の説明は以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 今の件につきまして何か質問ございますか。

特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（小林豊明君） すみません。続きまして、報告、連絡のほうを2点させていただきます。

まず1点目、昨日女性議員の方にメールで送らせていただいたものなのですが、これが内閣府の男女共同参画局から調査依頼が来ております。女性議員ネットワークに関する調査のほうに来ておりまして、昨日女性議員の方にはメールを送らせていただきました。対象が全ての地方議員の女性議員となっております。調査期間が8月18日月曜日から9月12日の金曜日までとなっておりますので、こちらのほうご協力のほうをお願いできればと思います。

すみません。最後になります。こちらが埼玉県町の村議会で令和7年度町村議会議員研修会、こちらを開催のほうをすることになっておりまして、これ、何か載っているのでしたっけ。

○議長（細谷光弘君） 載っていますよ。

○事務局長（小林豊明君） すみません。モアノートのほう、0901と02なのですけれども、02のほうを見ていただくと、当日の内容等載っております。10月8日水曜日、時間が13時30分から15時まで、会場が吉見町民会館「フレサよしみ」となっております。講演が「町村自治体の防災と議会の役割」ということで、跡見学園女子大学の観光コミュニティ学部まちづくり学科の教授、鍵屋一先生の講演ということになっております。当日は、車のほうを職員で3台用意しますので、こちらのほうご出席のほうをぜひお願いできればと思います。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 集合は何時ぐらいですか。

○事務局長（小林豊明君） 三芳町役場を12時、北口玄関集合ですみません。お願いできればと思います。昼食は事前に済ませていただくということでお願いできればと思います。

○議長（細谷光弘君） 今の件につきましてご質問は特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、何かお昼過ぎてしまったのですが、これにて全員協議会のほうを終了させていただきます。

事務局にマイクをお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（小林豊明君） 大変お疲れさまでございました。

閉会につきまして、桃園副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（桃園典子君） 長時間にわたってご協議いただきまして、大変にありがとうございました。

私のほうからは確認する点が3点ほどありましたので、確認をさせていただきます。

議会広報のほうからは、ふれあい座談会のチラシ、これに関しては各議員が9月定例会中に事務局に個々に必要枚数をお伝えいただき、間に合うようにしっかりと配布を取り組む。そして、ふれあい座談会、11月ですけれども、各階開催の30分前に議員は集合するという形をお願いします。

また、総務常任委員会のほうからは緊急連絡個人票、これを8月28日まで事務局にメールで提出ということでよろしく願いいたします。

この後はきっと通告とか、議案審査お忙しいかと思いますが、コロナがまたはやってきていますので、どうか体調管理を気をつけていきたいと思います。大変にお疲れさまでした。

以上で終わりにします。お疲れさまでした。

（午後 零時07分）